

A 2 - 4 5

5 年 保 存 (常)
(令 和 12 年 12 月 31 日 ま で)

F N . A 2 - 1 2 - 3

鹿 総 第 2 3 2 号

鹿 監 第 1 3 3 号

鹿 情 第 4 6 号

令 和 7 年 7 月 2 日

各 部 長

各 参 事 官 殿

各 所 属 長

本 部 長

担 当	情 報 公 開 係	TEL	
-----	-----------	-----	--

「公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の適正管理に関する要綱」

の一部改正について（通達）

個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第66条に規定する安全管理措置については、「「公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の適正管理に関する要綱」の一部改正について（通達）」（令和5年3月31日付け鹿総第35号ほか。以下「旧通達」という。）により運用してきたところであるが、このたび、旧通達を見直し、別添のとおり運用することとしたので、各所属長にあつては、所属職員に周知徹底の上、その運用に誤りのないようにされたい。

なお、この通達は、令和7年7月2日から施行し、旧通達は、令和7年7月1日限り廃止する。

別添

公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の適正管理に関する要綱 (個人情報適正管理要綱)

(目的)

第1条 この要綱は、公安委員会及び警察本部長の保有する個人情報の漏えい、滅失又は毀損（以下「漏えい等」という。）の防止その他の保有個人情報の適切な管理のために必要な措置について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）及び個人情報の保護に関する法律施行細則（令和5年鹿児島県規則第22号）の規定に基づき必要な事項を定めるものとする。

(管理体制)

第2条 保有個人情報の管理に関する事務を総括する者として、個人情報総括保護管理者（以下「総括保護管理者」という。）を置き、警察本部長をもって充てる。

総括保護管理者は、公安委員会及び県警察における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

2 個人情報副総括保護管理者（以下「副総括保護管理者」という。）を置き、警務部長をもって充てる。

副総括保護管理者は、総括保護管理者を補佐し、保有個人情報の管理に関する事務を掌理するほか、第9条の規定による措置について指導及び助言を行う。

3 各所属に、個人情報保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、当該所属の長をもって充てる。

保護管理者は、各所属における保有個人情報の管理に関する事務を総括する。

4 各所属に、保護管理者が指定する個人情報保護担当者（以下「保護担当者」という。）を一人置き、警察本部の各課にあつては理事官（副所長及び副隊長を含む。）、警察学校にあつては副校長、署にあつては副署長又は次長をもって充てる。

保護担当者は、保護管理者を補佐し、各所属における保有個人情報の管理に関する事務を担当する。

5 個人情報監査責任者（以下「監査責任者」という。）を置き、総務課長をもって充てる。監査責任者は、保有個人情報の管理の状況について監査する。

6 総括保護管理者は、保有個人情報の管理に係る重要事項の決定、連絡・調整等を行うため必要があると認めるときは、関係職員を構成員とする委員会を設け、定期的に又は随時に開催する。

(教育研修)

第3条 監査責任者は、保有個人情報の取扱いに従事する職員（会計年度任用職員を含む。以下同じ。）に対し、保有個人情報の取扱いについて理解を深め、個人情報の保護に関する意識の高揚を図るための啓発その他必要な教育研修を行う。

2 監査責任者は、保護管理者及び保護担当者に対し、各所属の現場における保有個人情

報の適切な管理のための教育研修を定期的実施する。

- 3 保護管理者は、各所属の職員に対し、保有個人情報の適切な管理のために、監査責任者の実施する教育研修への参加の機会を付与する等の必要な措置を講ずる。

(職員の責務)

第4条 職員は、法の趣旨にのっとり、関連する法令、規程等の定め並びに総括保護管理者、副総括保護管理者、保護管理者及び保護担当者の指示に従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。

(保有個人情報の取扱い)

第5条 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容（特定の個人の識別の容易性の程度、要配慮個人情報の有無、漏えい等が発生した場合に生じ得る被害の性質・程度等を考慮する。以下同じ。）に応じて、当該保有個人情報にアクセスする権限を有する職員の範囲と権限の内容を、当該職員が業務を行う上で必要最小限の範囲に限る。

- 2 アクセス権限を有しない職員は、保有個人情報にアクセスしてはならない。
- 3 職員は、アクセス権限を有する場合であっても、業務上の目的以外の目的で保有個人情報にアクセスしてはならず、アクセスは必要最小限としなければならない。
- 4 職員が業務上の目的で保有個人情報を取り扱う場合であっても、保護管理者は、次の各号に掲げる行為については、当該保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、当該行為を行うことができる場合を必要最小限に限定し、職員は、保護管理者の指示に従い行う。
 - (1) 保有個人情報の複製
 - (2) 保有個人情報の送信
 - (3) 保有個人情報が記録されている媒体の外部への送付又は持ち出し
 - (4) その他保有個人情報の適切な管理に支障を及ぼすおそれのある行為
- 5 職員は、保有個人情報の内容に誤り等を発見した場合は、保護管理者の指示に従い、訂正等を行う。
- 6 職員は、保護管理者の指示に従い、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要があると認めるときは、耐火金庫への保管、施錠等を行う。

また、保有個人情報が記録されている媒体を外部へ送付し、又は持ち出す場合には、原則として、パスワード等（パスワード、ＩＣカード、生体情報等をいう。以下同じ。）を使用して権限を識別する機能（以下「認証機能」という。）を設定するなどのアクセス制御のために必要な措置を講ずる。
- 7 職員は、保有個人情報を含む電磁的記録又は媒体（文書の内容だけでなく、付加情報（ＰＤＦファイルの「しおり機能表示」やプロパティ情報等）に個人情報が含まれていることがあることに注意する。）の誤送信・誤送付、誤交付又はウェブサイト等への誤掲載を防止するため、個別の事務・事業において取り扱う個人情報の秘匿性等その内容に応じ、複数の職員による確認やチェックリストの活用等の必要な措置を講ずる。
- 8 職員は、保有個人情報又は保有個人情報が記録されている媒体（端末及びサーバに内蔵されているものを含む。）が不要となった場合には、保護管理者の指示に従い、当該保

有個人情報の復元又は判読が不可能な方法により当該情報の消去又は当該媒体の廃棄を行う。

特に、保有個人情報の消去や保有個人情報が記録されている媒体の廃棄を委託する場合（二以上の段階にわたる委託を含む。）には、必要に応じて職員が消去及び廃棄に立ち会い、又は写真等を付した消去及び廃棄を証明する書類を受け取るなど、委託先において消去及び廃棄が確実に行われていることを確認する。

- 9 保護管理者は、保有個人情報の秘匿性等その内容に応じて、台帳等を整備して、当該保有個人情報の利用及び保管等の取扱いの状況について記録する。
- 10 保有個人情報が、外国において取り扱われる場合、当該外国の個人情報の保護に関する制度等を把握した上で、保有個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置を講じなければならない。

（情報資産に該当する保有個人情報の安全確保等）

第6条 保有個人情報が「警察情報セキュリティポリシー」の対象となる情報資産に該当する場合には、この要綱に定めるほか、当該ポリシーの規定を遵守するものとする。

（保有個人情報の提供）

- 第7条 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき、行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、原則として、提供先における利用目的、利用する業務の根拠法令、利用する記録範囲及び記録項目、利用形態等について提供先との間で書面（電磁的記録を含む。）を取り交わす。
- 2 保護管理者は、法第69条第2項第3号及び第4号の規定に基づき行政機関等以外の者に保有個人情報を提供する場合には、法第70条の規定に基づき、安全確保の措置を要求するとともに、必要があると認めるときは、提供前又は随時に実地の調査等を行い、措置状況を確認してその結果を記録するとともに、改善要求等の措置を講ずる。
 - 3 保護管理者は、法第69条第2項第3号の規定に基づき他の行政機関等に保有個人情報を提供する場合において、必要があると認めるときは、法第70条の規定に基づき、前2項に規定する措置を講ずる。

（個人情報の取扱いの委託）

第8条 個人情報の取扱いを外部に委託する場合は「個人情報を取り扱う事務の委託基準」に基づき対応する。

（安全確保上の問題への対応）

- 第9条 保有個人情報の漏えい等安全管理の上で問題となる事案の発生又はそのおそれを認識した職員は、時間を要する事実確認を行う前に、直ちに当該職員の所属の長に報告することとし、報告を受けた当該職員の所属の長は、直ちに当該保有個人情報を管理する保護管理者に報告すること。
- 2 保護管理者は、被害の拡大防止又は復旧等のために必要な措置を速やかに講ずるとともに、当該保有個人情報の本人に対して連絡又は通知するなど、本人及びその関係者が二次的な被害に遭うことを防止するための必要な措置を確実に講ずること。

- 3 保護管理者は、漏えい等の発生した経緯、被害状況等を調査し、副総括保護管理者に報告する。ただし、特に重大と認める事案が発生した場合には、直ちに総括保護管理者及び副総括保護管理者に当該事案の内容等について報告すること。
- 4 保護管理者は、総務課、情報管理課及び監察課に対して漏えい等の発生日時、発生場所、発生状況、漏えい等した情報の内容及び関係者並びに関係機関への対応等の情報提供を行うとともに、今後の対応策等について協議を行うこと。
- 5 保護管理者は、漏えい等が法第68条第1項に規定する事態に該当すると判明したときは、直ちにその旨を総括保護管理者及び副総括保護管理者並びに警察庁主管課に報告することとし、総務課長において、警察庁長官官房総務課へ報告すること。
また、保護管理者は、同項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知に必要な措置を講ずること。
- 6 法第68条第1項の規定による個人情報保護委員会への報告及び同条第2項の規定による本人への通知を要しない場合であっても、事案の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策の公表、当該事案に係る保有個人情報の本人への連絡等の措置を講ずること。
- 7 保有個人情報の安全に係る事態が生じ、報道発表する場合（報道機関の取材等により、報道発表をする前に報道された場合を含む。）は直ちに、法第68条第1項に規定する事態ではないが、国民の不安を招きかねない事案（例えば、個人情報保護に係る内部規程に対する違反があった場合、委託先において個人情報の適切な管理に関する契約条項等に対する違反があった場合等）が発生し、個人情報保護委員会に情報提供する場合には、速やかに、保護管理者は、警察庁主管課へ報告することとし、総務課長において、警察庁長官官房総務課へ報告すること。
- 8 漏えい等が公安委員会の保有個人情報に係るものである場合には、総務課長において、第2号から前号までに規定する対応をとるとともに、速やかに公安委員会に報告すること。
- 9 総括保護管理者は、保護管理者に、漏えい等の発生した原因の分析、再発防止のために必要な措置を講じさせるとともに、漏えい等の内容、影響等に応じて、事実関係及び再発防止策を公表すること。
- 10 保護管理者は、事案の発生した原因を分析し、再発防止のために必要な措置を講ずるとともに、同種の業務を実施している所属等に再発防止措置を共有すること。

（警察本部長の保有する個人情報に係る監査及び点検の実施）

- 第10条 監査責任者は、警察本部長の保有する個人情報（以下、この条において「保有個人情報」という。）の適切な管理を検証するため、第2条から第9条までに規定する措置の状況を含む各所属における保有個人情報の管理状況について、定期及び必要に応じ随時に監査（外部監査を含む。以下同じ。）を行い、必要に応じ、その結果を総括保護管理者に報告する。
- 2 保護管理者は、各所属における保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について、定期及び必要に応じ随時に点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を総括保護管理者に報告する。
 - 3 総括保護管理者は、監査又は点検の結果を踏まえ、実効性等の観点から保有個人情報

の適切な管理のための措置について評価し、必要があると認めるときは、その見直し等の措置を講ずる。

個人情報を取り扱う事務の委託基準

1 趣旨

この基準は、鹿児島県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和4年鹿児島県条例第33号）の実施機関が、個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託する場合において、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「個人情報保護法」という。）第66条第2項において準用する同条第1項の規定により受託者が個人情報の保護のために講ずべき措置を契約上義務付けるに当たり、必要な事項を定めるものとする。

2 対象となる委託

この基準の対象となる委託は、実施機関が個人情報の取扱いを伴う事務の全部又は一部を実施機関以外の者に依頼する場合の全てをいい、一般に委託契約と称されるもののほか、印刷、筆耕、翻訳等の契約並びに公の施設の管理及び使用料の収納の委託等の公法上の契約を含むものとする。ただし、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14から第252条の16までの規定により県の事務の一部を他の地方公共団体に委託する場合を除く。

3 委託に当たっての留意事項

実施機関が個人情報を取り扱う事務を実施機関以外の者に委託するに当たっては、次の事項に留意するものとする。

- (1) 委託先の選定に当たっては、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第5項に規定する個人番号をその内容に含む個人情報）を取り扱う事務を委託する場合は、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報用）。以下「特記事項」と総称する。）を遵守できる者を選定すること。
また、特定個人情報を取り扱う事務を委託する場合は、この基準に定めるもののほか、「特定個人情報の適正な取扱いに関するガイドライン（行政機関等・地方公共団体編）（平成26年特定個人情報保護委員会告示第6号）」、「鹿児島県特定個人情報等の安全管理に関する基本方針」及び「特定個人情報等に関する安全管理措置」（平成27年11月9日鹿児島県高度情報化推進本部）の規定を遵守すること。
- (2) 入札に当たっては入札の前に、随意契約に当たっては見積書を徴するときに、契約内容に個人情報保護に関する特記事項があることを相手先に周知するとともに、個人情報保護法に基づき受託者は漏えい、滅失又は毀損の防止等個人情報の適切な管理のために必要かつ適切な措置を講ずる義務があることを説明すること。
- (3) 受託者に対して、委託の内容に応じて個人情報の利用目的及び利用範囲等を明確に示し、受託者が目的以外に利用することがないようにすること。
- (4) 委託事務を処理させるために委託先に提供する個人情報は、委託事務の目的の範囲内で必要かつ最小限のものとする。例えば、漏えい等による被害発生リスクを低減する観点から、提供先の利用目的、委託する業務の内容、保有個人情報の秘匿性等その内容などを考慮し、必要に応じ、特定の個人を識別することができる記載の全

部又は一部を削除し、又は別の記号等に置き換えるなどの措置を講ずること。

- (5) 委託先に対して、特記事項の遵守の状況について、委託事務に係る保有個人情報の秘匿性等その内容やその量等に応じて、作業の管理体制及び実施体制や個人情報の管理の状況について、少なくとも年1回以上、原則として実地検査により定期及び必要に応じ随時に調査し、監査や報告を求めるなど、必要かつ適切な監督を行うこと。

4 契約に当たっての措置

個人情報を取り扱う事務の委託に係る契約に当たっては、次のとおり、受託者が特記事項の内容を遵守すべき旨を委託契約書に記載するものとする。ただし、契約書本文中に特記事項に掲げる内容を記載することを妨げない。

なお、契約書等の書面を作成しない契約の場合には、特記事項を契約事項として受託者に交付するものとする。

〔委託契約書記載例〕

(秘密の保護)

第〇条 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密を他人に漏らしてはならない。

- 2 乙は、委託業務の処理上知り得た秘密が個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。）であるときは、別記「個人情報取扱特記事項」（特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）であるときは、「個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）」）に従い、その取扱いを適正に行わなければならない。

(注)「乙」は委託契約の受託者

個人情報取扱特記事項

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 秘密の保持

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、この業務に従事している者（以下「従事者」という。）に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するとともに、業務を処理するために取り扱う個人情報の安全管理が図られるよう、従事者に対して必要かつ適切な監督を行わなければならない。

第3 保有の制限等

乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第4 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第5 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第6 持ち出しの禁止

乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第7 複写、複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き渡された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第8 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第9 派遣労働者等の利用時の措置

乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第10 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自らが収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

第11 報告義務

乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

第12 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示従わなければならない。

第13 監査及び実地調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

第14 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不相当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

第15 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

第16 漏えい等が発生した場合の責任

乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

- 2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。

別記

個人情報取扱特記事項（特定個人情報用）

第1 基本的事項

乙は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）に基づき個人情報（個人に関する情報であつて、特定の個人が識別され、又は識別され得るものをいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による業務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

第2 従事者等の明確化

乙は、この契約による業務に従事する者及びその責任者（以下「従事者等」という。）を明確にし、この契約による業務を開始するときまでに、甲に書面で報告しなければならない。

第3 秘密の保持

1 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

2 乙は、従事者等に対して、在職中及び退職後において、この契約による業務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

第4 従事者等への監督及び教育

乙は、従事者等に対して、個人情報の適切な取扱いについて監督及び教育を行わなければならない。

第5 保有の制限等

1 乙は、この契約による業務を行うために個人情報を保有するときは、その業務の目的を明確にするとともに、業務の目的の達成に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

2 乙は、この契約による業務を処理するために本人から直接書面に記録された当該本人の個人情報を取得するときは、あらかじめ、本人に対し、業務の目的を明示しなければならない。

第6 適正管理

乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

第7 利用及び提供の制限

乙は、甲の指示又は承認があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を契約の目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供してはならない。

第8 持ち出しの禁止

乙は、甲の指示があるときを除き、乙がこの契約による業務に係る個人情報を取り扱っている事業所その他の場所から個人情報を持ち出してはならない。

第9 複写、複製の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から引き

渡された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

第10 再委託の禁止

乙は、甲の承認があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う業務を第三者（受注者の子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。）を含む。）に委託し、又は請け負わせてはならない。

なお、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

- 2 乙は、正当な理由により前項の承認を得た場合は、前項の第三者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、前項の第三者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第11 派遣労働者等の利用時の措置

乙は、この契約による業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、正社員以外の労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

- 2 乙は、甲に対して、正社員以外の労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

第12 資料等の返還等

乙は、この契約による業務を処理するために甲から引き渡され、又は自ら収集し、若しくは作成した個人情報記録された資料等は、業務完了後直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、その指示に従うものとする。

- 2 乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報について、保有する必要がなくなったときは、確実かつ速やかに廃棄し、又は消去しなければならない。

第13 報告義務

乙は、甲から求めがあったときは、この契約の遵守状況について甲に対して報告しなければならない。

第14 事故報告

乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

第15 監査及び実地調査

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報の管理の状況について、この契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかどうか検証及び確認するため、乙に対して、監査又は随時、実地に調査することができる。

第16 指示

甲は、乙がこの契約による業務を処理するために取り扱っている個人情報について、その取扱いが不適当と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができ、乙はこれに従わなければならない。

第17 契約解除及び損害賠償

甲は、乙がこの個人情報取扱特記事項の内容に違反していると認めたときは、契約の解除又は損害賠償の請求をすることができる。

- 2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲に対して、その損害の賠償を求めることはできない。

第18 漏えい等が発生した場合の責任

乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失又は毀損その他の事態が発生した場合において、その責めに帰すべき理由により甲又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(注) 1 「甲」は委託者である県を、「乙」は受託者をいう。

2 委託等の事務の実態に則して適宜必要な事項を追加し、又は不要な事項は省略して差し支えないものとする。